

○学校法人日本医科大学における研究活動に係る不正行為の防止及び公正性確保に関する規程

(令和4年1月1日規程第1号)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、学校法人日本医科大学(以下「法人」という。)における研究活動に関し、研究者としての基本姿勢を示すとともに、責任体制を明確化し、研究活動に係る不正行為の疑いが指摘されたときの調査の手續や方法等を定め、もって法人における研究活動に係る不正行為の防止及び公正性の確保を図ることを目的とする。

(研究活動の理念及び研究者の基本姿勢)

第2条 研究活動とは、先人達が行った研究の諸業績を踏まえた上で、観察や実験等によって知り得た事実やデータを素材としつつ、自分自身の省察・発想・アイディアに基づく新たな知見を創造し、知の体系を構築していく行為である。とりわけ学術研究は、個々の研究者の自由な発想と知的好奇心・探究心に根ざした知的創造活動であり、人類共通の知的資産を築くものである。研究者は、研究活動の本質を理解し、研究者倫理を修得するとともに、研究活動に係る不正行為が、科学そのもの及び人々の科学への信頼に対する背信行為であり、研究者の科学者としての存在意義を自ら否定するものであることを意識し、自律に努めなければならない。

2 次条第2号において定義する研究者等は、前項の理念の下、研究活動により次世代の価値を創造するという強い使命感を基礎に、別に定める具体的な行動規範を遵守して、公正な研究活動を行わなければならない。

(定義)

第3条 この規程において、次に掲げる用語は次の各号の定義によるものとする。

(1) 「不正行為」とは、次に掲げる特定不正行為及び研究活動上の不適切な行為をいう。

イ 特定不正行為

研究活動において故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、捏造、改ざん又は盗用

捏造：存在しないデータ、研究結果等を作成すること、又はこれら作成したものを記録したり、報告又は論文等に利用したりすること。

改ざん：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工したり、それを記録すること、又はそのような真正でない加工を施したデータ・結果等を用いて研究の報告・論文等を作成・発表すること。

盗用：他の研究者のアイデア、常法ではない分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解若しくは適切な表示なく利用すること。

ロ 研究活動上の不適切な行為

二重投稿、不適切なオーサーシップ等、特定不正行為以外の研究活動に係る不適切な行為であって、研究者等の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの

(2) 「研究者等」とは、次に掲げる者であって研究活動に携わるものをいう。

イ 法人の専任教員、専任職員その他の法人と雇用関係にある者(以下「教職員等」という。)

ロ 次号において定義する大学の学生、大学院生及び研究生

ハ その他、法人において研究活動に携わることについて法人の許可を得た者

(3) 「大学」とは、法人が設置する日本医科大学及び日本獣医生命科学大学をいう。

(4) 「センター等」とは、学校法人日本医科大学組織規程第3条第1項各号に掲げる組織機構のうち、大学以外の各組織機構をいう。

(5) 「関係省庁」とは、基盤的経費その他の国の予算の配分又は措置をする文部科学省等の関係省庁をいう。

(6) 「配分機関」とは、次に掲げる機関をいう。

イ 競争的研究費等を法人に配分する、関係省庁又は関係省庁が所管する独立行政法人等

ロ 研究資金を法人に配分する、地方公共団体又は地方公共団体の附属試験研究機関等

ハ 受託研究契約等研究に係る各種契約に基づき法人に所要経費を提供する企業等(研究者等の責務)

第4条 研究者等は、研究活動に係る不正行為その他の研究者倫理に反する行為を行ってはならず、また、他者によるこれらの行為の防止に努めなければならない。

2 研究者等は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修等を受講しなければならない。

3 研究者等は、研究のために収集、生成又は取得した資料、情報、データ等の滅失、漏洩及び改ざん等を防ぐために、適切な措置を講じなければならない。

4 研究者等は、研究のために収集、生成又は取得した資料、情報、データ等を、事後の検証又は追試が行えるよう原則として研究成果の発表後10年間保存し、必要な場合には開示しなければならない。ただし、関係法令等に保存期間の定めがある場合は、それに従うものとする。

第2章 不正行為の防止のための体制

(責任と権限)

第5条 研究者倫理の向上を図るとともに、研究活動に係る不正行為の防止及び不正行為への対応等に当たるために、次の各号のとおり、法人に最高管理責任者を、大学に大学管理責任者及び研究倫理教育責任者を、センター等にセンター等管理責任者をそれぞれ置く。

(1) 最高管理責任者

最高管理責任者は、法人における研究活動に関する最終的な責任を負い、公正な研究活動の推進及び不正行為の防止並びに不正行為への対応等について法人全体を総理する権限を有するものとし、法人の理事長をもって充てる。

(2) 大学管理責任者

大学管理責任者は、大学における研究者倫理の向上及び研究活動に係る不正行為の防止並びに不正行為への対応等について、大学全体を統括する実質的な責任及び権限を有するものとし、それぞれの学長をもって充てる。

(3) 研究倫理教育責任者

研究倫理教育責任者は、大学における研究倫理教育の実施を統括する実質的な責任と権限を有するものとし、各大学の大学管理責任者が指名する者をもって充てる。研究倫理教育責任者は、各大学において研究活動に携わる研究者等に対し、研究者倫理に関する教育を適正かつ円滑な方法で定期的を実施するものとする。

(4) センター等管理責任者

センター等管理責任者は、センター等における研究者倫理の向上及び研究活動に係る不正行為の防止並びに不正行為への対応等について、センター等を統括する実質的な責任及び権限を有するものとし、研究統括センター長をもって充てる。

2 研究統括センター長は、前項第4号に定めるセンター等管理責任者としての責任及び権限を有するほか、前項に定める体制の相互連携を図るため、大学における研究者倫理の向上及び研究活動に係る不正行為の防止並びに不正行為への対応等についても状況を適宜把握し、必要に応じ大学に協力するものとする。

第3章 通報等の受付等

(通報等の受付体制)

第6条 大学における研究活動に係る不正行為に関する事案について、通報又は通報までに至らない相談(両者を合わせて、以下「通報等」という。)の受付窓口を次のとおり大学に設置し、当該部署に所属する職員が当該受付窓口を担当するものとする。

日本医科大学 事務局研究推進部研究推進課

日本獣医生命科学大学 事務局事務部研究推進課

2 前項の通報等は、当該通報等の内容に関わる大学の受付窓口、書面(ファクシミリによるもの及び電子メール等の電子媒体への表示によるものを含む。)、電話又は面談により行うものとする。

- 3 受付窓口に通報等があった場合、当該受付窓口の責任者はその旨を直ちに大学管理責任者に報告し、併せて研究統括センター長に連絡する。

(通報等の取扱い)

第7条 通報は、原則として顕名によるものとし、研究活動に係る不正行為を行ったとする研究者等又は研究グループ等の氏名又は名称、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ、不正行為を疑うに足りる科学的合理性のある理由が示されているものを受け付けるものとする。

- 2 前項にかかわらず、匿名による通報があった場合、当該通報の内容によっては、大学管理責任者の判断により顕名の通報があった場合に準じた取扱いをすることがある。
- 3 通報の受付窓口の責任者は、通報が郵便による場合など、当該通報が受け付けられたかどうかについて通報者が知り得ない場合には、通報が匿名による場合を除き、通報者に受け付けた旨を通知するものとする。
- 4 新聞等の報道機関、研究者コミュニティ又はインターネット等により、不正行為の疑いが指摘された場合(研究活動に係る不正行為を行ったとする研究者等又は研究グループ等の氏名又は名称、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ、不正行為を疑うに足りる科学的合理性のある理由が示されている場合に限る。)は、大学管理責任者の判断により、これを匿名の通報に準じて取り扱うことができる。
- 5 通報までに至らない相談の内容が第1項の通報に準ずるものである場合、その内容を確認・精査し、相当の理由があると大学管理責任者が認めたときは、相談者に対して通報の手續を執る意思があるか否かを確認するものとする。
- 6 研究統括センター長は、大学管理責任者から通報等の取扱い等について助言若しくは協力を求められたときは、速やかにこれに応じるものとする。

第4章 通報者、被通報者等の取扱い等

(通報者及び被通報者の保護)

第8条 前章に基づく通報等があった場合、通報者(通報までに至らない相談者を含む。以下同じ。)の情報、通報等の対象とされた者(以下第13条まで「被通報者」という。)の情報及び通報等の内容に関する情報には、第33条で定める守秘義務が適用され、この規程に基づき調査結果を公表する場合を除き、通報者及び被通報者の意に反して情報が漏洩することのないよう、秘密保持を徹底しなければならない。ただし、前条第4項の場合において公に指摘された情報については、この限りでない。

- 2 通報者が教職員等である場合、単に通報等をしたことのみを理由に、解雇や配置転換、その他の懲戒処分等の不利益な取扱いは一切行わない。
- 3 被通報者が教職員等である場合、相当な理由なしに、単に通報等がなされたことのみを理由に、解雇や配置転換、その他の懲戒処分等の不利益な取扱いは一切行わない。
- 4 被通報者に対し、相当な理由なしに、単に通報等がなされたことのみをもって全面的に研究活動を禁止することはしない。

(悪意に基づく通報等の禁止)

第9条 何人も、悪意(被通報者を陥れるため又は被通報者の研究を妨害するため等、専ら被通報者に何らかの不利益を与えること又は被通報者が所属する組織等に何らかの不利益を与えることを目的とする意思。以下同じ。)に基づく通報等を行ってはならない。

(調査における配慮)

第10条 この規程に基づく調査において、通報者若しくは被通報者に対し協力や説明を求めるとき、若しくは調査に関する連絡・通知をするとき、又は、その他関係者若しくは参考人に対し調査への協力を求めるときは、その相手方の人権、名誉及びプライバシーを侵害することのないように配慮しなければならない。

第5章 事案の調査

(予備調査の実施等)

第11条 大学管理責任者は、次の各号の事案について速やかに予備調査を実施する。

- (1) 第3章に基づき通報を受け付けた事案(大学管理責任者の判断により通報に準じた取扱いをする事案を含む。)
 - (2) 通報に至らない相談において、相談者から通報の意思が示されないときでも、大学管理責任者が予備調査を実施することを相当と判断した事案。この事案の場合には、大学管理責任者は、相談者に対し、調査への協力を求められたときにこれに応じることができるか否かを確認する。
- 2 大学管理責任者は、通報を受け付けた時又は通報に準じた取扱いをする旨若しくは通報に至らない相談において予備調査を実施することを相当とする旨を判断した時から、原則として30日以内に本格的な調査(以下「本調査」という。)を行うか否かを決定する。この場合、大学管理責任者は、前項各号の規定により予備調査を実施する事案(以下第13条まで「通報事案」という。)又は通報者若しくは被通報者と直接の利害関係を有しない者の中から調査員を指名し、予備調査に当たらせることができる。
- 3 通報事案の内容が、研究活動に係る不正行為が行われようとしている、又は不正行為を行うよう求められているというものであるとき、大学管理責任者は、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合、予備調査の終了を待つことなく、被通報者に対して適切な方法で警告を行うことができる。
- 4 大学管理責任者は、第1項の予備調査の実施及び前項の警告について最高管理責任者に報告する。なお、予備調査を実施しない事案の報告は概要のみで足りるものとする。
- 5 大学管理責任者は、前項の最高管理責任者に対する報告の内容を、研究統括センター長に連絡するものとする。

(予備調査の方法及び調査事項)

第12条 前条の予備調査は、通報事案の内容に関わる行為が行われた可能性、不正行為を疑う理由として通報等の際に示された内容の合理性及び論理性、通報事案の内容の

本調査における調査可能性、その他通報事案に関する本調査の要否及びその実施可能性等を判断するために大学管理責任者が必要と認める事項について行うものとする。

- 2 大学管理責任者は、必要に応じて、通報者及び被通報者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め、かつ、通報者、被通報者その他関係者へのヒアリングを行うことができる。ただし、前条第1項第2号の規定により予備調査を開始する場合に、相談者が調査に協力することができる旨を明言しなかったときは、当該相談者に本項を適用しない。
- 3 通報等がなされる前に取り下げられた論文等に関する通報等について予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯及び事情を含め、研究活動に係る不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、本調査の必要性等を判断するものとする。
- 4 研究統括センター長は、大学管理責任者から予備調査の実施に関する協力を求められたときは、これに応じるものとする。

(本調査の実施・不実施の通知等)

第13条 大学管理責任者は、予備調査の結果、通報事案について本調査を実施することを決定したときは、被通報者(以下「調査対象者」という。)及び通報者に対して、通報事案(以下「調査対象事案」又は「当該事案」という。)について本調査を行う旨を速やかに通知する。

- 2 大学管理責任者は、前項の決定を最高管理責任者に対して報告し、承認を得るとともに、当該事案に係る配分機関及び関係省庁に対して報告する。
- 3 大学管理責任者は、本調査を実施しないことを決定したときは、その旨を理由を付して最高管理責任者に報告し、承認を得た上、通報者に通知する。また、配分機関及び関係省庁並びに通報者からの求めに応じ調査資料等を開示することができるよう、本調査の不実施の決定に係る調査資料等を対象となった研究の終了後(既に終了している場合は不実施の決定の時から)10年間保存するものとする。
- 4 大学管理責任者は、前二項の最高管理責任者に対する報告の内容を、研究統括センター長に連絡するものとする。
- 5 第11条第1項第2号の規定により予備調査を開始した場合において、相談者が調査に協力することができる旨を明言しなかったときは、第1項及び第3項の規定にかかわらず、当該相談者に対する通知はしないものとする。第15条第1項、同条第2項、第25条第3項、第26条第2項及び第27条第6項に規定する通報者に対する通知についても同様とする。ただし、調査対象事案に関する本調査の結果、調査に協力することができる旨を明言しなかった相談者が悪意に基づく相談を行ったと認定された場合は、当該相談者に対して第25条第3項及び第27条第6項の通知を行う。

(調査委員会の設置及び構成)

第 14 条 大学管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、調査対象事案の内容を精査するために、本調査の実施決定後 30 日以内に大学内に不正行為調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

- 2 前項の調査委員会は、大学管理責任者が選任する 4 人以上の委員をもって構成する。ただし、学外有識者が委員の半数以上を占めるものとする。
- 3 前項に定める委員は、通報者及び調査対象者並びに調査対象事案と直接の利害関係を有しない者とする。
- 4 第 2 項に定める委員について、その選任後、前項に定める除斥原因に該当する疑いのあることが判明したときは、大学管理責任者は速やかに当該委員の職を解き、必要に応じて、代替の委員を選任するものとする。

（調査委員会設置の通知）

第 15 条 大学管理責任者は、調査委員会を設置したとき、前条第 2 項により選任した委員の氏名及び所属を最高管理責任者に報告するとともに、通報者及び調査対象者に通知する。前条第 4 項により選任した委員についても同様とする。

- 2 前項の通知を受けた通報者及び調査対象者は、通知後 2 週間以内に 1 回に限り異議申立てをすることができる。異議申立てがあった場合、大学管理責任者は、申立て内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び調査対象者に通知する。また、最高管理責任者にその旨を報告する。

（委員長）

第 16 条 調査委員会に委員長を置き、大学管理責任者がこれを指名する。

- 2 委員長は、調査委員会を招集し、その議長となる。

（調査の方法）

第 17 条 調査委員会による本調査は、調査対象事案に係る研究活動に関する論文、実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査、調査対象者及び関係者等に対するヒアリング、再実験の要請等により行うものとする。その際、調査対象者に弁明及び反証の機会を与えなければならない。また、必要に応じて、学内外の参考人の意見を聴取する。

- 2 不正行為が行われた可能性を調査するため、調査委員会が調査対象者に再実験等による再現性を示すことを求める場合は、そのための機会及びそれに要する期間を合理的に必要と判断される範囲において保障し、調査委員会の指導・監督のもとに行うものとする。
- 3 第 1 項の調査において、通報者に対してヒアリングその他の調査協力を求める場合には、予備調査に関する第 12 条第 2 項ただし書きの規定を準用するものとする。

（調査の対象）

第 18 条 不正行為に関する調査は、調査対象事案に係る研究活動を対象とするほか、調査委員会の判断により、調査に関連する過去の研究も対象とすることができる。

(調査係属中の暫定措置)

第 19 条 第 8 条第 4 項の規定にかかわらず、調査対象事案の内容及び調査の状況により、調査の完了及びその結果に基づく認定が確定するまでの間、大学管理責任者の判断により、必要に応じて、随時調査対象者を含むその関係者に対し、当該調査対象事案に係る研究活動の一時停止(研究費の使用停止を含む。)の措置を講ずることができる。この場合、大学管理責任者は、当該措置について、最高管理責任者に速やかに報告するとともに、研究統括センター長に連絡するものとする。

2 第 8 条第 3 項の規定にかかわらず、調査対象事案の内容及び調査の状況により、調査の完了又はその結果に基づく処分が確定するまでの間、理事長は、大学管理責任者の具申を受けて、調査対象者に対し、就業禁止、就業の制限又は業務の一部執行停止を命ずることがある。

(証拠の保全措置)

第 20 条 調査委員会は、調査に当たって、調査対象事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料等を保全する措置をとるものとする。

(調査における研究又は技術上の情報の保護)

第 21 条 調査委員会は、調査に当たって、調査対象事案における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう配慮するものとする。

(不正行為の疑いに対する説明責任)

第 22 条 調査対象者は、調査対象事案に係る研究活動に関する不正行為の疑いを晴らそうとする場合は、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続に則って行われたこと、並びに論文等も適正な研究活動に基づいて適切な表現によって記載され、適切に投稿されたものであることを、合理的な根拠を示して説明しなければならない。

2 前項の場合において、調査対象者が再実験等を必要とする旨を調査委員会に申し出たときは、その機会と期間を第 17 条第 2 項の場合と同等に保障するものとする。

第 6 章 不正行為等の認定

(認定の手続)

第 23 条 調査委員会は、調査委員会の設置から 150 日以内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否かを認定する。

2 調査委員会は、前項により不正行為が行われたと認定する場合は、不正行為の内容及び不正行為と認定した理由、不正行為に関与した者とその関与の度合、その他必要な事項を明らかにした上で認定する。また、不正行為と認定した研究に係る論文等の各著者について、当該論文及び当該研究におけるそれぞれの役割を明らかにする。

- 3 調査の端緒が通報等である場合、調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定したときは、併せて当該通報等が悪意に基づいたものであったか否かについても認定する。この認定を行うに当たっては、通報者に弁明の機会を与えなければならない。
- 4 調査委員会は、第1項に定める期間内に前三項の認定を終了することができない合理的な理由がある場合(第25条第2項に基づき再度の審議又は調査を行う場合を含む。)は、その理由及び認定の終了予定日を大学管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。
- 5 調査委員会は、第1項乃至第3項の調査及び認定を終了したとき(第25条第2項に基づく再度の審議又は調査を終了したときを含む。)は、直ちに大学管理責任者にその結果を報告する。
- 6 前項にかかわらず、調査委員会は、不正行為に該当する事由が一部でも認定された場合、当該認定事由について、他の部分の認定に先立って直ちに大学管理責任者に報告する。

(認定の方法)

第24条 調査委員会は、調査対象者から説明を聴取するとともに、調査によって得られた物的・科学的証拠、関係者の証言、参考人の意見、調査対象者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為が行われたか否かの認定を行うものとする。

- 2 調査委員会は、調査対象者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。
- 3 調査委員会は、不正行為の疑いのある事由について、調査対象者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、調査対象者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

(調査結果の通知及び報告)

第25条 大学管理責任者は、調査委員会の調査結果(認定を含む。以下「調査結果」という。)を速やかに最高管理責任者に報告し、承認を得るものとする。

- 2 最高管理責任者は、前項により報告を受けた調査結果に疑義又は不備を認めるとき、大学管理責任者に対し再度の審議又は調査を命じることができる。その場合、大学管理責任者は速やかに調査委員会による再度の審議又は調査を行い、その結果を改めて最高管理責任者に報告し、承認を得るものとする。
- 3 大学管理責任者は、第1項又は前項に基づく最高管理責任者の承認を得た後、調査結果を調査対象者及び通報者に通知する。また、調査対象事案に係る配分機関及び関係省庁に調査結果を速やかに報告するものとする。

- 4 大学管理責任者は、前項の報告の前後を問わず、調査対象事案に係る配分機関又は関係省庁から要請又は指示等を受けたときは、これに従い、予備調査に係る資料等や本調査の進捗状況報告及び中間報告を提出するとともに、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧及び現地調査等に応ずるものとする。
- 5 大学管理責任者は、第1項又は第2項による最高管理責任者の承認を得た調査結果を、大学院及び学部の教授会(日本獣医生命科学大学大学院においては大学院獣医生命科学研究所委員会)に対して報告するとともに、研究統括センター長に連絡するものとする。
(不服申立て)

第26条 不正行為を行ったと認定された調査対象者及び悪意に基づく通報等を行ったと認定された通報者は、当該認定の通知を受けた日から2週間以内に、理由を添えて大学管理責任者に不服申立てをすることができる。ただし、当該期間内であっても、同一理由による不服申立ては1回限りとする。

- 2 大学管理責任者は、調査対象者による不服申立てがあった場合は、通報者に通知し、悪意に基づく通報者による不服申立てがあった場合は、調査対象者に通知し、いずれの場合も速やかに最高管理責任者に報告するものとする。また、当該事案に係る配分機関及び関係省庁に報告するものとする。不服申立ての却下又は再調査開始の決定をした場合も同様とする。
- 3 大学管理責任者は、前項により最高管理責任者に報告した内容を、研究統括センター長に連絡するものとする。
(不服申立ての審査)

第27条 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。ただし、不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、大学管理責任者は、調査委員会の委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査させることができるものとする。

- 2 調査委員会又は前項ただし書きの規定により不服申立ての審査を行う者(以下「調査委員会等」という。)は、不服申立てについて、趣旨、理由等を勘案の上、再調査を行うまでもなく不服申立てを却下するか、又は再調査を開始するか、速やかに決定して大学管理責任者に報告する。
- 3 調査委員会等は、不服申立てについて再調査を行うと決定した場合、調査対象者による不服申立てに係る再調査のときは再調査の開始から60日以内に、悪意に基づく通報者による不服申立てに係る再調査のときは再調査の開始から30日以内に、先の認定を維持すべきか否かを決定し、取消す場合は、新たな認定を示さなければならない。
- 4 調査委員会等は、不服申立てについての再調査の結果を前項に定める期間内に大学管理責任者に報告し、大学管理責任者は、当該結果を速やかに最高管理責任者に報告して承認を得るものとする。

- 5 最高管理責任者は、前項により報告を受けた再調査の結果に疑義又は不備を認めるとき、大学管理責任者に対し再度の審議又は調査を命じることができる。その場合、大学管理責任者は速やかに調査委員会等による再度の審議又は調査を行い、その結果を改めて最高管理責任者に報告し、承認を得るものとする。
- 6 大学管理責任者は、第4項又は前項により最高管理責任者の承認を得た上で、不服申立てについての再調査の結果を調査対象者及び通報者に通知するとともに、当該事案に係る配分機関及び関係省庁に報告するものとする。
- 7 大学管理責任者は、第4項又は第5項による最高管理責任者の承認を得た再調査の結果を、大学院及び学部の教授会(日本獣医生命科学大学大学院においては大学院獣医生命科学研究科委員会)に対して報告するとともに、研究統括センター長に連絡するものとする。

(調査委員会等の解散)

第28条 調査委員会は、第23条第5項の報告をした後、第26条第1項の不服申立ての期間が満了した日をもって解散するものとする。ただし、第26条第1項の不服申立てがあった場合、調査委員会等は前条第4項又は第5項による最高管理責任者の承認の日をもって解散するものとする。

(調査結果の公表)

第29条 大学管理責任者は、この規程に基づく調査の結果、不正行為が行われたと認定された場合は、当該不正行為を行った調査対象者の氏名・所属、不正行為の内容、公表までに行った措置の内容、調査委員会等の委員等の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表するものとする。ただし、合理的な理由がある場合は、非公表とすることができる。

- 2 不正行為が行われなかったと認定された場合、大学管理責任者は、原則として調査結果を公表しない。ただし、公表までに調査対象事案が外部に漏洩していた場合及び不正行為には該当しないものの論文等に研究者等の不注意による誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。
- 3 大学管理責任者は、調査の端緒が通報等であり、調査の結果当該通報等が悪意に基づくものであったことが判明した場合は、当該通報者の氏名、悪意に基づく通報等と認定した理由等を公表するものとする。

(不正行為を行ったと認定された調査対象者等の取扱い)

第30条 理事長は、大学管理責任者の報告に基づき、教職員等で不正行為を行ったと認定された者又は教職員等で悪意に基づく通報を行ったと認定された者に対して、就業規則等に規定する懲戒処分を行う。

- 2 前項の規定は、教職員等の不正行為によって、法人が直接又は間接に損害を蒙った場合につき、当該教職員等に対し、法人の名において民事及び刑事の法律手続を執ることに何ら影響を及ぼすものではない。

第7章 センター等における取扱い

(通報等の受付体制)

第31条 センター等における研究活動に係る不正行為に関する事案について、通報等の受付窓口を法人の研究統括センター事務室に設置し、当該部署に所属する職員が当該受付窓口を担当するものとする。

2 前項の通報等は、受付窓口に書面(ファクシミリによるもの及び電子メール等の電子媒体への表示によるものを含む。)、電話又は面談により行うものとする。

3 受付窓口に通報等があった場合、当該受付窓口の責任者はその旨を直ちにセンター等管理責任者に報告する。

(適用及び読替え)

第32条 センター等における研究活動の不正行為に関する事案について、前条で定めるほかこの規程の関係条項による。

2 前項の場合において、第7条第2項、同条第4項、同条第5項、第11条第1項乃至同条第4項、第12条第1項、同条第2項、第13条第1項乃至同条第3項、第14条第1項、同条第2項、同条第4項、第15条第1項、同条第2項、第16条第1項、第19条第1項、同条第2項、第23条第4項乃至同条第6項、第25条第1項乃至同条第4項、第26条第1項、同条第2項、第27条第1項、同条第2項、同条第4項乃至同条第6項、第29条第1項乃至同条第3項及び第30条第1項中「大学管理責任者」とあるのは「センター等管理責任者」と読み替える。

3 第1項の場合において、第14条第1項中「大学内」とあるのは「研究統括センター内」と読み替える。

第8章 雑則

(守秘義務)

第33条 調査委員会等の委員及び事務職員、その他通報又は調査に直接もしくは間接に関与する者は、職務上知り得た情報を正当な理由なく他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(補則)

第34条 この規程に定めのない事項については、関係法令及び法人、大学及びセンター等の関係諸規程等の定めるところによるものとする。

2 この規程の運用については、その時点における最新の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(文部科学大臣決定)その他の関係行政指針等の趣旨に悖ることがないように留意しなければならない。

3 公的研究費その他の研究費に係る不正については、この規程によらず、学校法人日本医科大学公的研究費管理規程の定めるところによる。

(改廃)

第35条 この規程の改廃は、理事長を経て、理事会の議決を必要とする。

附 則

- 1 この規程は、令和4年1月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、日本医科大学教職員等の研究活動に係る不正行為の防止及び公正性確保に関する規程(平成19年4月1日制定)及び日本獣医生命科学大学教職員等の研究活動に係る不正行為の防止及び公正性確保に関する規程(平成19年4月1日制定)は、いずれも令和3年12月31日をもって廃止する。